

第8回

# 労働法務士認定試験

さほど難しくありません  
それぞれの法律の概要をつかめば、  
多くの法律で構成されていますが、  
労働法は極めて広い範囲に及び、



## 【試験申込者 限定】WEB 模擬試験プレゼントキャンペーン

試験にお申込みいただいた方全員に、ネット上で過去問題を受験することができる「WEB 模擬試験」1回分を無料で差し上げます

### 労働法務士認定試験

本「労働法務士」認定試験は専門性の高いものも含めて、全ての労働法分野を扱う上級試験です。法務・労務・人事・総務などの方に最適な資格です。「働き方改革」が大きなテーマとなっている現在、「働き方マネージャー」認定試験と合わせて受験されることをお勧めします。この試験に合格することで労働に係る様々な問題を理解する専門職を目指していただきたいと思います。

## 試験概要

**試験日** 2021年5月16日(日)

**申込期間** 2021年4月8日(木)まで

※定員に達した場合、期日前に申込受付を締切る場合がございます。

**試験時間** 10:00 ~ 12:45

**検定料** 16,500円

**試験課題** 労働法全般

(詳しい試験課題につきましては本チラシ裏面、またはホームページをご覧ください。)

### 労働法務士認定試験 SMART 合格講座

基礎から合格レベルまでの、要点や重要ポイントの映像講座 15 時間程度を、好きなように分割して学ぶことができます。

並行して出題傾向をつかみ、知識を整理するために、SMART 答練で重要問題に挑戦して実践力をつけて下さい。

SMART 答練では、1問ごとに講師が、出題のねらいと、解答と解説を行います。

仕上げには、実際の試験と同じ時間で、同じ問題数に挑戦する、SMART 模擬試験で実力を試して下さい。

【受講料】 21,780 円 ⇒ 試験と同時申し込みで 15,730 円

【構成】 SMART ビデオ動画 15 時間

SMART 答練 5 時間程度 SMART 模擬試験 2.5 時間

【講師】 東京弁護士会 新霞が関総合法律事務所所属 中村博弁護士

詳しくはこちら ⇒ [https://www.joho-gakushu.jp/smartinfo/k\\_llc/](https://www.joho-gakushu.jp/smartinfo/k_llc/)



### ★主な労働法の種類

1. 労働条件・労働環境	★労働基準法、★労働契約法、最低賃金法、★労働安全衛生法、★パートタイム労働法、★男女雇用機会均等法、★育児・介護休業法、賃金支払確保法、外国人技能実習法、女性活躍推進法
2. 雇用対策	労働施策総合推進法、★労働者派遣法、★高年齢者雇用安定法 ★障害者雇用促進法、職業能力開発促進法、職業安定法
3. 労働保険	雇用保険法、労災保険法、労働保険徴収法
4. 労働福祉	勤労者財産形成促進法、中小企業退職金共済法
5. 集団的労使関係	★労働組合法、労働関係調整法
6. 個別紛争解決	個別労働関係紛争解決促進法、労働審判法

※この中からすべて出題されるわけではありません。出題頻度の高い法律には★印がついております。

お申込みはホームページから ▶

<https://www.work.or.jp/llc/>

働き方改革検定

検索

■試験に関するお問合せ

**03-5276-0030**



一般財団法人  
**全日本情報学習振興協会**

東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館1F

FAX:03-5276-0551

E-Mail:joho@joho-gakushu.or.jp

# 労働法に精通し、職場の管理者として必須の知識を持つ人材を育成する資格です

右の図は「働き方改革検定」における「労働法士認定試験」のポジションを表しています。働き方マネージャー認定試験は、労働法の中でも「個人の働き方」に関する部分に限定して扱っていますが、本「労働法士認定試験」は労働法分野の全領域を扱っています。「働き方改革検定」の中では、最上位で専門的知識を問う試験となっています。

## 参考書籍



[働き方検定]  
労働法士認定試験  
公式テキスト  
定価：2,530円  
著者：弁護士坂東利国  
発行：全日本情報学習振興協会  
判型：A5判  
ページ数：498ページ



どうする？働き方改革法  
[労働時間・休日管理 & 同一労働同一賃金]  
定価：1,980円  
著者：水町勇一郎・森井博子・松木野一紀・吉田肇・湊祐樹・田村裕一郎・神内伸浩 著  
発行：日本法令  
判型：B5判  
ページ数：200ページ

<<本書の構成>>  
第1編 労働法総論  
第2編 雇用関係法  
第3編 労使関係法  
第4編 雇用保障法  
第5編 労働紛争の解決手続



ニューレクチャー  
労働法 第3版  
定価：3,300円  
著者：有田謙司・唐津博  
古川陽二  
発行：成文堂  
判型：A5判  
ページ数：409ページ



労働法 第4版  
定価：3,190円  
著者：両角道代・森戸英幸  
梶川敦子・水町勇一郎  
発行：有斐閣  
判型：A5判  
ページ数：424ページ

※参考書籍は全国の書店または、ネットショッピングにて購入することができます。参考図書はあくまで一例です。

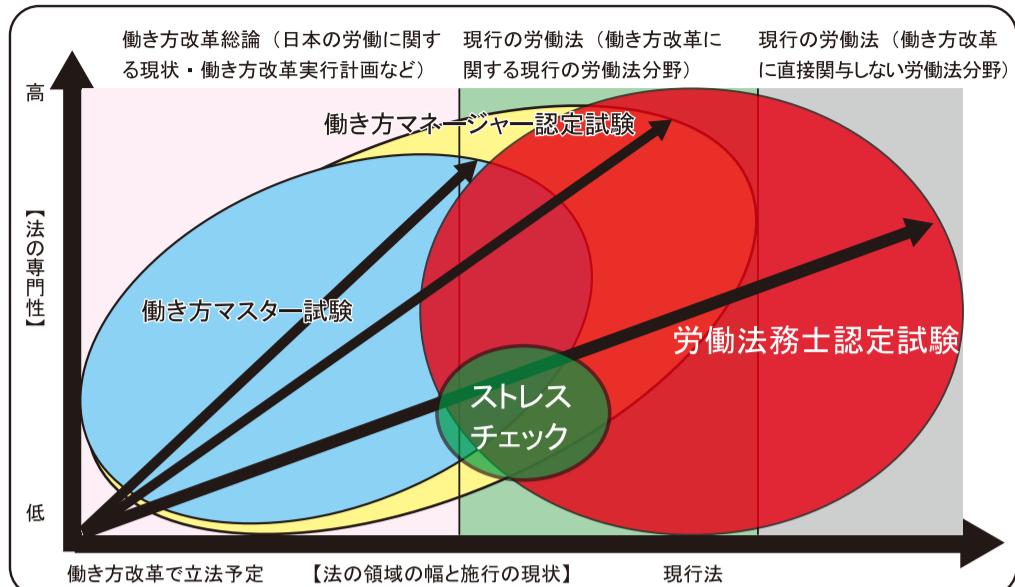
## 試験課題

### 労働法士認定試験 <<試験概要>>

1. 労働法総論	1) 労働法の意義と沿革など 2) 憲法上の基本規定		
2. 労働関係法	1) 労働契約の法理 2) 労働条件の最低基準保障 3) 労働者の安全・健康の確保 4) 労働災害補償 5) 労働者的人権保障と差別の禁止		
3. 労使関係法	労働組合法		
4. 雇用保障法	1) 一般雇用保障法 2) 特別雇用保障法		
5. 労働紛争解決のシステム	労働関係調整法等		
6. その他の法規	外国人労働者に関する法規		
試験時間	150分	問題数	60問
試験方式	マークシート方式	合格点	70%以上の得点で合格

※平成30年度より、正答率70%以上で合格とします。

### ◆働き方改革検定における「労働法士認定試験」の位置関係



## 過去問題に挑戦！

【問】労働時間に関する以下のアからエまでの記述のうち、最も適切ではないものを1つ選びなさい。

- 労働時間の法規制は、事業場を異にする場合においては労働時間を通算して計算するが、同一使用者の下で事業場を異にする場合のみならず、別使用者の下で事業場を異にする場合も通算して計算する。
- 労働基準法は、使用者は労働者に休憩時間を除き1週間にについて40時間、1日について8時間を超えて、労働させてはならないと規定しているが、この規定に違反した場合は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる。
- 使用者が労働者の労働時間を適切に管理するためには、自ら現認することにより確認し、適正に記録することまたはタイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、記録することが求められている。
- 労働基準法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいうが、その労働時間に該当するか否かの判断について、判例は、労働契約、就業規則、労働協約等の定めを基準にするべきであるとしている。
- 労働者が使用者の実施する教育に参加することについて、就業規則上の制裁等の不利益取扱いによる出席の強制がなく自由参加のものであれば、時間外労働にはならない。

解答：エ

【問】年次有給休暇の時季指定義務に関する次の文章中の（ ）に入る適切な語句の組合せを、以下のアからエまでのうち1つ選びなさい。

年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされているが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっている。

このため、今般、労働基準法が改正され、2019年4月から、（a）において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、（b）が時季を指定して取得させることが必要となった。

#### 【時季指定義務のポイント】

- 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者((c))に限る。
- 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年内に5日について、(b)が取得時季を指定して与える必要がある。
- 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、(b)による時季指定は不要である。

- |             |        |             |
|-------------|--------|-------------|
| ア. a. 全ての企業 | b. 使用者 | c. 管理監督者を含む |
| イ. a. 全ての企業 | b. 労働者 | c. 管理監督者は除く |
| ウ. a. 大企業   | b. 労働者 | c. 管理監督者を含む |
| エ. a. 大企業   | b. 使用者 | c. 管理監督者は除く |

解答：ア

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などご利用ください。

<https://www.work.or.jp/lc/>

■お問合せ先  
**03-5276-0030**

一般財団法人  
**全日本情報学習振興協会**  
東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館1F  
FAX:03-5276-0551